

令和7年度に長崎県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領

他の都道府県から長崎県に入猟しようとする者の狩猟者登録の手続きは次のとおりとします。

1 狩猟者登録手数料の手続き

(1) 狩猟者登録の手続きに際しては、**まず狩猟者登録手数料の納付書交付申請から始めてください。**

※申請手数料の納付に必要な納付書の交付申請先は長崎県農山村振興課です。

(2) 納付書交付申請書（別添様式）を作成して、県農山村振興課へ提出（郵送）してください。後日、手数料納付書をお送りします。

※一連の手続きについては、別紙「長崎県に入猟しようとする者の狩猟者登録申請手数料の納付方法」を確認の上、手続きを進めてください。

(3) 申請手数料は県が交付する納付書によりコンビニエンスストアで納付してください。

(4) 狩猟者登録手数料・・・・・・・・・・1,800 円（登録申請 1 件につき）

2 狩猟者登録申請の手続き

登録申請の手続き（必要書類や狩猟税の納付方法、申請書類提出先等）は、狩猟者登録手数料の納付書を返送する際にお知らせします。それまでに、以下の書類を準備ください。

(1) 狩猟者登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

※必ず長崎県の指定する様式を使用すること（指定様式でない場合は返送します）。

(2) 照合票と領収印が押された納付済証を貼付した手数料納付済申出書・・・・・・ 1 部

※「手数料納付済申出書」にはコンビニエンスストア納付後に領収印が押された「納付済証」と「照合票」を貼付してください。

(3) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状、又は各都道府県猟友会長が狩猟免状を有することを証明した書面・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

(4) 当該年度の（一社）大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、あるいは損害保険会社の被保険者であることの証明書、又は資産に関する証明書
・・ 1 部

(5) 写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 枚

- ・ 申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの
- ・ 縦 3.0 cm、横 2.4 cm で 1 枚は申請書に貼付、1 枚は同封のこと
- ・ 裏面に、氏名と撮影年月日を記入すること

(6) 下表(7)から(9)にかかる狩猟税減免措置を受ける場合に必要な書類・・各 1 部

ア 対象鳥獣捕獲員である者(7)

○長崎県内市町長による対象鳥獣捕獲員であることを証する書類

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者(8)

①認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

…捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第 19 条の 9 第 1 項）の写し。

②認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲事業者であることを証する証明書

…鳥獣保護管理法施行規則様式第 16 の 2 により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。

③申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象鳥獣等による鳥獣捕獲等事業に限る）を実施受託したことを証する書類

…当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前 1 年以内に、長崎県の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者に限る。

④上記③の事業に従事した際の従事者証の写し

…従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

- ウ 狩猟者登録を申請する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者(9)（許可の目的が鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等であり、許可の区域が長崎県内に含まれる場合に限る）

○鳥獣保護管理法第9条に基づく許可証又は従事者証の写し

…許可証の写しの場合、報告欄の「備考」に捕獲等をした日が記載されているものに限る。従事者証の写しの場合、様式「従事者証とともに提出を要する捕獲等の結果を示す書面」を添付すること。

3 狩 猟 税

区 分		狩猟税
網 猟 または わな猟	(1) 下記以外の者	1 件 8,200円
	(2) 次の1～3のいずれかに該当する者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者 1. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者 2. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者 3. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事する者	1 件 5,500円
第1種銃猟	(3) 下記以外の者	1 件16,500円
	(4) 次の1～3のいずれかに該当する者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者 1. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者 2. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者 3. 当該年度の個人県民税の所得割額の納付を要しない者であり、かつ同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事する者	1 件11,000円
(5) 第2種銃猟		1 件 5,500円
(6) 対象鳥獣捕獲員である者		課税免除 ※令和11年3月31日までの登録に限る
(7) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者		課税免除 ※令和11年3月31日までの登録に限る
(8) 狩猟者登録を申請する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者		上記(1)から(5)の狩猟税の半額 (百円未満切捨) ※令和11年3月31日までの登録に限る

4 郵送料に相当する郵便切手及び返送用封筒

レターパックライト（返送先住所、氏名等記載済み）を申請書に添付すること。

なお、2件以上をとりまとめて申請する場合は、その容量に応じた送付に適切な方法を選択し、必要な物品等（以下を参照）を添付してください。

（1件あたりの重量は約220g）

＜必要な物品等＞

・宅急便の着払い伝票

送付先住所、氏名等を記載したもの。依頼主は着払いでの送付を求める者（返送先と同じ者など）とすること。なお、伝票はクロネコヤマト若しくは佐川急便の伝票とする。

・宅急便用袋（大封筒）

狩猟者登録記章（径3cm、重さ約10g）、ハンターマップ（二つ折りで21×29.7cm、重さ約106g）、A4文書20ページの書類が入るもの。

5 申請書等の提出先及び狩猟税の納付先

狩猟者登録手数料の納付書を返送する際にお知らせします。

6 受付期間

狩猟者登録申請の受付は令和7年10月1日（水）から令和8年2月27日（金）まで（期限内必着）。

手数料納付書の交付申請は令和7年8月4日（月）から2月20日（金）まで（期限内必着）とします。

ただし、令和7年10月3日（金）までに申請書が到着している場合は、11月15日までに狩猟者登録証の交付が可能です。10月3日（金）以降に到着したものは、11月15日までに狩猟者登録証の交付ができないことがあるため、留意してください。

7 その他

- （1）猟友会等の団体に加入している方が申請する場合には、できる限り各団体でとりまとめいただき、一括申請してください。その際の申請書送付様式、提出先等は狩猟者登録手数料の納付書を返送する際にお知らせします。
- （2）申請書等に、記入漏れ等不備のあるものは受理せず返送しますので十分留意してください。
- （3）申請者は、必ず連絡先の電話番号を記入してください。
- （4）登録証の交付は申請書の受付順に行い、即日交付は行いません。
- （5）虚偽の申告をした場合は、地方税法第700条の57を適用される可能性があります。